

平成 29 年第 6 回美郷町議会定例会

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 29 年 8 月 29 日 (火曜日) 午前 10 時開議

議案上程 (説明)

- 第 1 議案第 51 号 財産の取得について
- 第 2 議案第 52 号 美郷町個人情報保護条例の一部改正について
- 第 3 議案第 53 号 美郷町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について
- 第 4 議案第 54 号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 5 議案第 55 号 美郷町条件付採用職員等の分限に関する条例の廃止について
- 第 6 議案第 56 号 平成 29 年度美郷町一般会計補正予算第 4 号
- 第 7 議案第 57 号 平成 29 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号
- 第 8 議案第 58 号 平成 29 年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 2 号
- 第 9 議案第 59 号 平成 29 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号
- 第 10 議案第 60 号 平成 29 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号
- 第 11 議案第 61 号 平成 29 年度美郷町水道事業会計補正予算第 2 号

議案審議 (総括質疑～特別委員会付託)

- 第 12 認定第 1 号 平成 28 年度美郷町一般会計決算認定について
- 第 13 認定第 2 号 平成 28 年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定について
- 第 14 認定第 3 号 平成 28 年度美郷町簡易水道事業特別会計決算認定について
- 第 15 認定第 4 号 平成 28 年度美郷町下水道事業特別会計決算認定について
- 第 16 認定第 5 号 平成 28 年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 第 17 認定第 6 号 平成 28 年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第 18 決算特別委員会の設置について
- 第 19 決算特別委員会の委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	澁谷俊二君	2番	鈴木良勝君
3番	伊藤福章君	4番	中村美智男君
5番	村田薫君	7番	深澤均君
8番	武藤威君	9番	泉美和子君
10番	細井邦男君	12番	藤原政春君
13番	飛澤龍右門君	14番	森元淑雄君
15番	熊谷良夫君	16番	杉澤隆一君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

欠席議員（2名）

6番	泉繁夫君	11番	熊谷隆一君
----	------	-----	-------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	高橋薫君	企画財政課長	本間和彦君
税務課長	齊藤敦子君	住民生活課長	小原隆昇君
福祉保健課長	高橋久也君	農政課長	高橋穰君
商工観光交流課長	藤田信晴君	建設課長	木村英彰君
会計管理者兼 出納室長	鈴木孝悦君	農業委員会 会長	高橋正尚君
農業委員会 事務局長	鈴木忠君	教育長	福田世喜君
教育次長兼 教育推進課長	西鳥羽裕君	教育総務課長	煙山光成君
生涯学習課長	高橋一久君	代表監査委員	深澤克太郎君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	小田長光仁	庶務班長 兼議事班長	高橋圭子
主査	高橋洋子		

◎開議の宣告

○議長（高橋 猛君） 6番、泉 繁夫君、11番、熊谷隆一君から欠席の届け出があります。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎議案第51号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第1、議案第51号 財産の取得についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） 議案第51号 財産の取得についてご説明いたします。契約書の案は議案資料集20ページに、入札執行の詳細につきましては21ページに掲載しておりますので、あわせてごらんいただきたいと存じます。

4トンダンプトラック1台を購入するに当たり、8月9日に指名競争入札により入札を執行した結果、560万5,200円で美郷町土崎の有限会社たかしな自動車に落札となりましたので、契約に当たり議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本契約の納期限は平成29年12月28日でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第51号の説明が終わりました。

◎議案第52号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第2、議案第52号 美郷町個人情報保護条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） 議案第52号についてご説明申し上げます。

提案理由であります。行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律が5月30日に施行されたことに伴い、美郷町個人情報保護条例の規定を改正する必要がある、提案するものでございます。

改正条文は24ページ・25ページでございます。今回の法律の主な整備内容ですが、個人情報の定義について指紋データや旅券番号等を個人識別符号と新たに定義づけるなど、明確化を図ったこと。人種・信条・病歴等の個人情報を要配慮個人情報として定義づけを行ったことなどがございます。

それでは、議案資料集22ページからの新旧対照表にて説明いたしますのでお開き願います。

第2条の改正は、個人情報、個人識別符号要配慮個人情報の用語の意義について、法律にあわせ定義するとともに号の繰り下げを行ったものでございます。

23ページ、第7条第3項の改正は、用語の置きかえによるものであります。

この条例は公布の日から施行するものであります。

以上であります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第52号の説明が終わりました。

◎議案第53号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第3、議案第53号 美郷町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 議案第53号について、提案理由からご説明いたします。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことにより、美郷町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を改正する必要があるため別紙のとおり提案するものでございます。

改正条文は28ページにございますが、内容につきまして議案資料集24ページの新旧対照表にてご説明いたします。

新旧対照表向かって右の旧の条例の題名ですが、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項」が根拠とする法令の題名及び条項の改正により「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項」に改正するものでございます。

次の第1条につきましても、同様の理由により改正するものでございます。

それでは、議案集28ページをお願いいたします。

下から2行目の附則でございますが、この条例は公布の日から施行されるものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第53号の説明が終わりました。

◎議案第54号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第4、議案第54号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（煙山光成君） 議案第54号についてご説明いたします。改正内容は議案集30ページでございますが、資料集25ページの新旧対照表もあわせてごらんくださるようお願いいたします。

今回の一部改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第7次地方分権一括法の施行に伴い10の法律が一括改正され、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律も、その中に含まれているためでございます。

法律の改正内容でございますが、都道府県から指定都市等への事務並びに権限の移譲につきまして、美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第15条において根拠としている就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第9項の前に2項追加されて第11項に繰り下がります。

新旧対照表をごらんください。第15条第2号中「第9項」と記載の部分を「第11項」に改める

ものがございます。

なお、ここで「認定こども園法」という表現がございますが、これは就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律を条例にて「認定こども園法」と読みかえる規定があるためでございます。

議案集30ページをお願いいたします。

附則でございますが、改正条例の施行時期を改正法施行時期と同様「平成30年4月1日」とするものがございます。

説明は、以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第54号の説明が終わりました。

◎議案第55号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第5、議案第55号 美郷町条件付採用職員等の分限に関する条例の廃止についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） 議案第55号について、ご説明申し上げます。

提案理由であります。本条例制定後に地方公務員法の改正により人事評価制度が導入されたことや会計年度任用職員の制度が創設されるなどしていること、また構造改革特別区域法の規定により認定を受けた計画に基づき任用された資格要件付臨時的任用職員についての制度が平成29年度で廃止になる見込みであること、さらには条件付採用職員の分限については地方公務員法に規定されており、これに加え、その他の規定を条例で定める必要性がなくなったことから、本条例を廃止したいとするものがございます。

この条例は平成30年3月31日から施行するものがございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第55号の説明が終わりました。

◎議案第56号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第6、議案第56号 平成29年度美郷町一般会計補正予算第4号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（本間和彦君） 議案第56号 平成29年度美郷町一般会計補正予算第4号についてご説明いたします。

今回の補正の内容でございますが、歳入歳出予算の総額に1億5,186万9,000円を追加する件と、地方債の補正3件でございます。

初めに、38ページ、第2表地方債補正をご説明いたします。

まず、廃止でございますが、臨時財政対策債につきまして前年度からの繰越金の額の確定など今年度の財政見通しなどから判断し、起債をしないこととするものでございます。

次に変更でございますが、道路新設改良事業等の財源といたしまして合併特例債につきまして6,500万円を、過疎対策事業債につきましては2,000万円を、それぞれの限度額を増額するものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。42ページ・43ページをお願いいたします。

9款1項1目地方交付税でございますが、今回の補正財源として普通交付税を充当するものでございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 12款2項4目民生手数料でございますが、こども園使用料の督促手数料10件分でございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 13款1項1目の1節社会福祉費負担金ですが、臨時福祉給付金の事務費に対する追加の負担分を計上しております。2節の障害者福祉費負担金ですが、障害児の施設利用に対する追加の国負担分2分の1分を計上しております。

13款2項2目の5節高齢者福祉費補助金ですが、福祉施設等の改修に要する補助で、10分の10を計上しております。

○総務課長（高橋 薫君） 4目農林水産業費国庫補助金の1節林業費補助金ですが、仏沢地区の搬出間伐事業に対する補助金であり、事業費が縮小となったことから減額するものでございます。詳細は歳出で説明いたします。

○建設課長（木村英彰君） 5目土木費国庫補助金の1節道路新設改良費補助金でございますが、

社会資本整備総合交付金の交付決定額により減額するものでございます。

続きまして、44ページ・45ページをお開きください。

13款2項5目2節住宅管理費補助金でございますが、個人の木造住宅の耐震診断3件分を追加するものでございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 続きまして、14款1項1目の2節の障害者福祉費負担金ですが、障害児の施設利用に対する県の負担分4分の1分を計上しております。

続いて、2項3目ですが、1節保健衛生総務費補助金です。健康秋田を実現するため県が新たに創設しました健康づくり人材育成交付金を活用しまして当町のセルフケア方針を推進したく申請していたところ採択されましたので、内示額を計上いたしました。

○農政課長（高橋 穰君） 次に、4目農林水産業費県補助金ですが、先般の豪雨災害の復旧に関する県補助金です。2節農業振興費補助金の農業経営等復旧・再開支援対策事業費補助金ですが、農業経営等復旧対策支援事業として冠水などによる農作物の防除・消毒に追加で必要になった、薬剤費に対する3分の1の補助、また農業経営等再開支援対策事業として被災により一定以上の減収となった野菜・花卉等の園芸作物について、今年度中に購入する種苗等の購入費に対する3分の2の補助、さらに農業経営フォローアップ資金等利子助成補助金として豪雨災害に対する無利子の融資枠を創設し、その利子補給分の2分の1の補助の受け入れを見込んでおります。

次に、7節災害復旧費補助金の農地・農業用施設災害復旧費補助金ですが、豪雨による農地畦畔やのり面崩落などについて、個人あるいは土地改良区等が行う比較的小規模な復旧工事費に対する3分の1の補助金の受け入れを見込んでおります。

○建設課長（木村英彰君） 続きまして、5目2節木造住宅耐震改修等事業補助金ですが、個人の木造住宅の耐震診断3件分を追加するものでございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 同じく3項1目統計調査費委託金でございますが、工業統計調査を初めとする3つの統計調査につきまして、今年度の額が確定いたしましたので補正するものでございます。

○総務課長（高橋 薫君） 15款2項1目1節不動産売払収入の立木売払収入ですが、仏沢地区の搬出間伐事業において事業費の縮小により間伐材積量の減少により減額するものでございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 続きまして、17款1項2目ふるさと美郷子ども育成基金繰入金でございますが、新たに実施を予定しております小中学校における新聞活用教育推進事業の財源といたしまして同基金を繰り入れるものでございます。

続きまして、18款1項1目繰越金でございますが、額の確定により補正をするものでございま

す。

○福祉保健課長（高橋久也君） 続きまして、19款5項4目の1節雑入の介護予防サービス計画作成費ですが、介護予防プランの作成数が300件程度増加が見込まれるため、策定に伴う手数料分を計上しております。

○教育総務課長（煙山光成君） その次、古紙回収料でございますが、学校給食センターで発生する古紙の回収に伴う収入見込み額でございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 続きまして、48ページ・49ページをお願いいたします。

20款町債でございます。5目土木債は道路新設改良事業等の財源として増額計上し、9目の臨時財政対策債は起債をしないとするものでございます。

歳入は、以上でございます。

○総務課長（高橋 薫君） 次のページの歳出の説明いたします。

2款1項1目一般管理費の1節報酬ですが、美郷町公共施設等の管理運営に関する再編構想の策定に係る外部委員会を設置したく、委員6人分の報酬を計上しております。13節委託料ですが、役場庁舎東側に漏水が見られ、原因を特定するため調査を実施したく調査費を計上しております。15節工事請負費の機械器具設備工事ですが、防犯上の観点から役場正面玄関などの4カ所の入り口に監視カメラを設置したく経費を計上してございます。

次に、2目行政推進費の8節報償費と12節役務費については、「町の日」における功労者表彰等の候補者調査を実施したところ、当初予算に不足が生じることから記念品と賞状の筆耕料の予算を追加するものでございます。15節工事請負費の一般土木工事ですが、金沢コミュニティセンター用地と隣接の境界が擁壁によって区分されておりますが、その擁壁に倒壊のおそれがあるため擁壁を補修する工事を実施したく計上するものでございます。

5目財産管理費の11節需用費ですが、今後町バスの修繕料に不足が生ずることから、そういう予測のもと補正をお願いするものでございます。13節委託料ですが、仏沢地区の町有林保育事業である搬出間伐において当初10ヘクタールの面積を実施する予定でしたが、現地踏査した結果、作業効率を考慮し、7.74ヘクタールの面積に変更したことにより委託事業費の減額をするものでございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 6目企画費19節の定住促進奨励金ですが、若者定住促進奨励金として当初予算では町外からの転入者を3件120万円、町民を42件1,404万円、計45件1,524万円として予算計上いたしました。本年7月までの支給実績が町外からの転入者が10件465万6,000円、町民が30件1,058万700円、計1,523万6,700円となり、既に予算が枯渇している状況でござい

ます。現在町民の対象者4人から149万8,000円の申請をいただいております、補正をお願いするものでございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 同じく7目電子計算費15節電気通信工事でございますが、役場庁舎1階にあります光回線関連設備を3階の電算室に移設し、管理態勢の強化を図るための工事費でございます。また、18節庁用器具費でございますが、事務用パソコン更新事業におきまして契約差額等を調整するものでございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 同じく、11目地方創生事業費13節委託料の中で事務事業委託料でございますが、これは中学校2年生を対象としましたイングリッシュキャンプに関する委託料で、対象者1名がふえたことによる増額でございます。

○農政課長（高橋 穰君） 同じく、平場の森植樹委託料ですが、当該施設の桜が老木化してきており、定期的な補植を検討していたところ、県を通じて民間企業から桜の苗木20本が寄贈されることになり、これを植えるための委託料を、追加をお願いするものでございます。また、平場の森桜テングス病除去委託料ですが、園内の桜にテングス病が見られ、調査を行ったところ、67本中48本がテングス病にかかっている報告を受けました。早期駆除また園内の芝生等の損傷を防ぐために積雪時の作業を行いたく、その委託料を追加をお願いするものです。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 失礼しました。19節の起業者総合支援事業補助金ですが、仙南地区において整骨院開業を旨とした申請があったため補正をお願いするものでございます。

○税務課長（齊藤敦子君） 次の52ページ・53ページをお願いいたします。

上段の2項2目賦課徴収費23節町税還付金でございますが、法人町民税の確定申告により高額
の還付金が発生したため、今後の還付金に不足が生じる見込みとなり、増額補正をお願いする
ものでございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 同じく、5項1目統計調査費でございますが、県からの委託金の
額の確定により対応する歳出の額を調整するものでございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 3款1項1目社会福祉総務費ですが、歳入において臨時福祉給付
金の事務費の国負担分が増加しましたので財源調整をしております。

2目障害者福祉費ですが、障害児の放課後デイサービスの利用者を当初5人で見込んでおりま
したが、現在7人で推移していること、それから日中自立支援事業の利用者分が見込みより減少
していることなどから12節の役務費、13節の委託料、20節の扶助費の過不足分を調整したく必要
予算を計上しております。19節の負担金補助及び交付金ですが、住宅を改修したいとの相談があ
った方について、適当と認め、補助金を交付した必要額を計上しております。

3目の高齢者福祉費の13節ですが、雑入にて説明しました介護予防プラン作成のため当初は毎月116人程度の予算を計上しておりましたが、現時点で140名程度の利用者がおり、年度末までに300件程度の増加が見込まれることから必要額を計上しております。19節の負担金補助及び交付金ですが、町内のグループホームにおいて防火機能を強化するための整備改修を行うことの申請がありましたので、必要額を計上しております。歳入に計上しましたとおり全額国庫補助でございます。

次のページをお開きください。

3款1項4目の28節繰出金ですが、国民健康保険特別会計において制度改正に伴うシステム改修費に国の補助金が確定しましたので、財源が確保できたことから繰り出し額を減額するものがございます。

○建設課長（木村英彰君） 3款2項3目児童福祉費13節委託料ですが、上深井児童遊園地に移植されております桜の木の剪定費用として9万1,000円計上させてもらったものがございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 15節工事請負費は仙南すこやか園の冷房施設のふぐあいを改修するための修繕工事でございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 次に、4款1項1目保健衛生総務費ですが、歳入で説明しました県が新たに創設しました健康づくり人材育成交付金を活用しましてセルフケア推進方針をさらに推進するために、9節においては活動量計を活用した自治体への研修費、11節においては活動量計、塩分計などを購入費に追加したく計上しております。補助率は10分の10でございます。

○建設課長（木村英彰君） 4款3項1目水道費28節繰出金でございますが、28年度繰り越し工事の前払い金につきまして、国より経済対策として業者から申請があった場合は速やかに支払うよう連絡があり、実際に申請がありましたので年度内に支払いを行いました。これに対応するため財源を起債から一般財源に組みかえて支出したものでございます。このたび繰り越し工事の精算並びに六郷畑屋地区の工事で財源不足があるため、1,610万6,000円の繰り出しをお願いするものがございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 5款1項1目労働諸費19節の就労支援事業補助金ですが、本年7月末現在において当初予算30万円に対し、33件29万2,000円を支給済みであり、今後、昨年度と同程度の給付額を想定し、30万円の補正をお願いするものがございます。

以上で、5款労働費の説明を終わります。

○農政課長（高橋 穰君） 56ページ・57ページをお願いいたします。

6款1項3目農業振興費です。9節費用弁償は鳥獣被害対策実施隊員がクマ捕獲用のおりを設

置、移動、撤去あるいは捕獲した際の処分時の費用弁償ですが、現在所有するおり全7基を設置し、また既に7頭を捕獲しており、今後不足が見込まれるため増額をお願いするものです。19節は歳入でもご説明いたしましたが、豪雨災害復旧に対する補助金です。農業経営等復旧・再開支援対策事業費補助金ですが、農業経営等復旧対策支援事業として冠水などのために農作物への防除消毒に追加で必要になった薬剤の購入費に対する県の3分の1の補助に町で6分の1をかさ上げし、合わせて2分の1を補助するものです。また、農業経営等再開支援事業として被災により一定以上の減収となった野菜・花卉等の園芸作物について、今年度中に購入する種苗等の購入費に対する3分の2を補助するものです。農業・漁業経営フォローアップ資金等利子助成補助金は豪雨災害による経営再建のための融資に対する利子補給分として県の2分の1に町で4分の1をかさ上げして補助するため追加で補正をお願いするものです。

次に、7目畜産業費11節の修繕料は堆肥センター、アクティセンターの修繕料ですが、当初アクティセンターの抜気ブローの交換を予定していた予算が堆肥センターのキルンサイドローラーやホイールローダーのオイルポンプ交換などの緊急修繕を行ったため予算が不足していることから抜気ブロー2台分とその他小破修繕分の増額をお願いするものです。

次に、8目農村整備費ですが、農政課に関連した部分をご説明いたします。

13節委託料の2行目、測量調査委託料ですが、圃場整備事業採択を目指す鑓田南谷地地区の事業ヒアリングが来年度当初に実施されることになり、これに必要な経営体育成等促進計画書の作成を前倒しして今年度中に実施したく増額をお願いするものです。次に、19節国営造成施設管理体制整備促進事業費補助金は仙北平野土地改良区が実施している国営造成施設の管理体制整備促進事業について、農業用水の安定供給を図るため丸子川頭首工や用水管理センターの水利管理制御システムの避雷対策工事を追加することになり、事業費1,970万円に対する美郷町負担分、4.575%分を増額するものです。県営基盤整備事業費負担金は県が実施している鑓田南谷地地区圃場整備事業の調査計画業務に地下水調査業務を追加することになり、追加業務費300万円に対する町負担分30%分を増額するものです。

○建設課長（木村英彰君） 同じく8目農村整備費のうち、建設課に関連した部分をご説明いたします。

13節委託料の1行目、施設管理委託料ですが、安城寺農村公園で松枯れした松の伐採撤去費用18万4,000円を計上したものでございます。続いて、28節繰出金ですか、28年度繰り越し金額の確定により繰出金を戻し入れるものです。

6款は、以上です。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 下段の7款1項3目観光費15節造園工事ですが、ラベンダー園において土壤改良工事を行いたく補正をお願いするものでございます。

工事内容についてご説明いたします。ラベンダー園入り口右手にある1,086平方メートルの区画では昨秋補植したラベンダーが生育できず、見ごろの本年6月になって枯れた状態になっているものや生育が悪く、一部は枯れているものが半数以上ございます。原因調査のため掘削したところ、畝から20センチほど掘り下げた地山は水はけが悪く、常に土が湿っている状況にありました。湿気に弱いラベンダーに対策を施すため30センチメートル盛り土し、畝の高さを他の区画と同程度の50センチメートルとし、地山の排水を良好にするため暗渠を敷設したく補正をお願いするものでございます。

同じく、17節権利購入費ですが、六郷まちづくり株式会社の株式165株分の株式買い取りについて、825万円の補正をお願いするものでございます。経緯といたしましては、六郷まちづくり株式会社から株式取得の要望がありました。また、同社が所有する湧太郎については、観光及び中心市街地活性化の拠点施設であり、今後の滞在型観光の推進と町内経済活性化及び六郷まちづくり株式会社の安定した経営を支援するため補正をお願いするものでございます。

4目温泉施設費の11節修繕料ですが、本年6月定例会で補正予算として80万円を追加いただきましたが、その後千畑温泉サンアール、六郷温泉あったか山、湯とぴあ雁の里温泉の修繕が各1件発生しており、既に予算を使い切っている状況でございます。今後も修繕が想定されることから80万円の補正をお願いするものでございます。

以上で、7款の説明を終わります。

○建設課長（木村英彰君） 続きまして、58ページ・59ページをお開きください。

8款2項2目道路維持費11節需用費の修繕料ですが、除雪機械を点検整備したところ、修繕料が不足するということが判明したため計上したものでございます。13節の道路維持委託料ですが、道路沿線の樹木の枝葉がせり出し、通行の支障となっている箇所が高所作業車での剪定の委託料を計上したものでございます。15節一般土木工事及び舗装工事ですが、曲がったガードパイプや割れたコンクリートふたの交換、段差が強くなったマンホール周辺の改善など積雪前に修繕することが望ましい箇所の工事費を計上したものでございます。

続きまして、3目の説明をさせていただきます。お手元にA3横の建設課工事位置図もあわせごらんいただければお願いします。

13委託料ですが、地域の住民から町に要望書が提出され、交通量等勘案し、拡幅が望ましいとする2路線の路線測量及び用地測量の費用を計上したものでございます。15節の工事費ですけれ

ども、交付金事業で行っております竹原内村線と羽貫谷地線ですが、29年度要望額の28%程度の内示額にとどまっており、なかなか進捗しない状況にあります。特に竹原内村線につきましては、平成24年度より事業着手しており、早期の完成要望を受けていることから対応を検討してきたところです。大畑地区の基盤整備事業による創設換地は平成29年3月に正式に町の所有地として登記されたこともあり、今回の補正により拡幅部分の土木工事費として1億1,000万円を計上したものであります。また、羽貫谷地線につきましてもカーブの部分を勾配可変側溝に交換するなどして拡幅工事を行います。予算上は交付金事業の交付決定額にあわせ、国庫支出金を減額し、起債事業分を増額する対応としております。

電気通信工事は、竹原内村線の拡幅工事に伴い、光ケーブルの移設工事費を計上しております。舗装工事につきましては、現在の舗装が大きく割れるなど平坦性が悪く、騒音の原因になるなど地域から要望書が提出されていたり、除雪作業に大きく破損することが想定される11路線2,550メートル、7,880万円の舗装工事費を計上したものでございます。

続きまして、8款5項1目下水道費28節繰出金ですが、28年度繰り越し金額の確定により繰出金を戻し入れるものです。

続きまして、8款6項1目住宅管理費11節需用費の修繕料ですが、町営住宅の施設であるレンジフード、電気温水器等の経年劣化による交換、雨漏りや漏水等の修繕費が不足したため計上したものでございます。13節委託料の施設管理委託料ですが、後三年駅前住宅においてシロアリが発見されたため、この駆除費用を計上したものでございます。木造住宅耐震診断につきましては、当初予定より3名多く申請があり、その分を追加計上したものでございます。

8款の説明は、以上でございます。

○教育推進課長（西鳥羽裕君） 続きまして、60・61ページをお願いいたします。

10款1項3目教育助成費ですが、町内3小学校の6年生と美郷中学校の全校生徒を対象として新聞活用教育推進事業費用としてお願いするものでございます。これはことし6月に美郷中学校が新聞を活用した教育を推進する秋田県NIE推進協議会からNIE実践校に指定されたことを受けて支援するものであります。

○教育総務課長（煙山光成君） 次に、2項1目学校管理費13節委託料でございます。建築基準法の改正に伴いまして特殊建築物の点検項目が追加されたことに伴う業務委託料の増額でございます。15節工事請負費は仙南小学校の浄化槽の一部にふぐあいが生じており、その改修工事でございます。

続きまして、3項中学校費1目学校管理費11節修繕料でございますが、美郷中学校の南棟防犯

カメラ2台が落雷の影響で故障したため修繕するものでございます。13節委託料は小学校と同様建築基準法の改正に伴うもので、業務委託料の増額でございます。

○生涯学習課長（高橋一久君） 次に、4項1目社会教育総務費でございますが、先月25日にタイバドミントン協会との協定締結で美郷町が事前合宿地に決定しておりますが、あわせてホストタウン事業として継続的に文化交流事業を展開するため10月1日から在東京タイ王国大使館並びに国立民俗学博物館のご協力により学友館においてタイ王国文化展を開催することは以前もお話しさせていただいてますが、そのオープニング行事やレセプションにバンナーク大使を初め民俗学博物館館長及び担当教授や関係者に出席いただけることになったこと、また調整の結果、パネル設置に工夫が必要となり、当初見込んでおりました費用に不足が見込まれるため、9節、11節、次のページ、14節、15節に追加をお願いするものです。次の19節秋田県マーチングバンドプレミア交流会でございますが、これもホストタウン事業の一環として、秋田県マーチング協会にて検討しておりましたが、10月14日から15日の日程でリリオスで開催される運びとなりました。その内容はタイ王国及び日本のトッププレーヤーを招聘し、美郷中学校吹奏楽部や美郷キッズ等へのマーチングクリニックやコンサートを開催するもので、その交流会へ助成するものでございます。

次の3目文化財保護費でございますが、11節は学友館に保管してある収蔵品整理作業をたゞいま行っておりまして、古文書等の保存箱が不足したため追加をお願いするものでございます。13節調査委託料は県営圃場整備、畑屋中央地区に係る埋蔵文化財の試掘調査69町歩に要する経費をお願いするものです。

次の4目社会教育施設費でございますが、来年1月から六郷仙南出張所の開所時間変更に伴う費用でございますが、13節の警備保障委託料は学友館の警備時間変更に伴う差額計上で、15節機械器具設備工事は学友館及び公民館の防犯や安全を確保するため防犯カメラを設置するもので、施設改修工事は学友館窓口の時間外に間仕切りするロールカーテンの設置費用をお願いするものでございます。

次の5項1目保健体育総務費19節スポーツ少年団補助金でございますが、県大会以上への出場に対して派遣費を助成しているところでございますが、今年度は成績が非常によく8月現在で昨年実績に近づいており、今後不足が見込まれるため補正をお願いするものでございます。

ちなみに、ただいまの実績では延べでございますが、卓球1団体、空手3団体、ミニバス4団体、陸上競技、陸上スポ少が1団体となっております。

10款の説明は、以上です。

○農政課長（高橋 穰君） 次に、11款1項1目農林水産業施設災害復旧費ですが、19節農地・農

業用施設小規模災害復旧事業補助金は豪雨による農地被害の復旧工事に対する補助です。このたびの豪雨により畦畔や農地のり面の崩落などの被害が町内38カ所で確認されておりますが、国の災害復旧補助事業の対象となる規模の災害箇所はありませんでした。

このうち、多面的機能支払交付金事業として地域活動の中で復旧できる箇所を除いた農家個人または土地改良区等が行う復旧工事を要する箇所は22カ所となっております。これに対する町の補助金ですが、今回の激甚災害指定を考慮し、県の補助をあわせ、補助率を2分の1から最大6分の5に引き上げ支援したく予算の追加をお願いするものです。

説明は、以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第56号の説明が終わりました。

◎議案第57号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第7、議案第57号 平成29年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋久也君） 議案第57号 平成29年度国民健康保険特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

今回の補正は、平成28年度の決算が確定したことなどによりまして161万円を追加補正するものでございます。

74・75ページをお開きお願いします。

歳入ですけれども、上段、3款2項3目の1節制度関係準備事業費補助金37万8,000円ですが、国保制度改正によるシステムの改修に国からの補助額が確定し、特別会計財源がつかしました。これによりまして3段目になりますけれども、9款1項1目で調整しまして一般会計からの繰り入れを減額するものでございます。

8款1項1目1節の国民健康保険事業基金利子ですが、昨年度積み増ししました基金について定期預金としたところ、見込み以上の利子となりましたので不足分を計上いたします。

10款1項2目1節は前年度からの繰越金が確定しましたので計上しました。

次の76・77ページをお開きください。歳出になります。

1款1項1目の一般管理費は会計内で財源内訳を変更しております。

9款1項1目25節は歳入で計上しました利子分を国民健康保険事業基金に積み立てるため支出するものでございます。

12款1項1目は前年度繰り越し分を予備費へ計上しております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願いします。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第57号の説明が終わりました。

◎議案第58号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第8、議案第58号 平成29年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） ご説明申し上げます。84ページ・85ページをお開きください。

3款1項1目1節一般会計繰入金につきまして、28年度繰越金額の確定により繰入金を戻し入れるものです。

続いて、4款1項1目1節繰越金は28年度繰越金額確定により計上するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第58号の説明が終わりました。

◎議案第59号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第9、議案第59号 平成29年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） ご説明申し上げます。92ページ・93ページをお開きください。

4款1項1目1節一般会計繰入金につきまして、28年度繰越金額の確定により繰入金を戻し入れるものです。

続きまして、5款1項1目1節繰越金は28年度繰越金額確定により計上するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第59号の説明が終わりました。

◎議案第60号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第10、議案第60号 平成29年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋久也君） 議案第60号 平成29年度後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

今回の補正は、平成28年度の決算額が確定により42万4,000円を追加補正するものでございます。

102・103ページからとなります。

歳入において、4款1項1目1節に前年度からの繰越金を計上しております。

次の104・105ページの歳出、4款1項1目に同額を予備費に計上しております。

説明は、以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第60号の説明が終わりました。

◎議案第61号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第11、議案第61号 平成29年度美郷町水道事業会計補正予算第2号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） ご説明申し上げます。

114ページ・115ページをお開きください。収益的収入及び支出でございます。

まず、収入は1款2項4目長期前受金戻入額です。この長期前受金戻入額につきまして、これは補助金等を受けて施設を整備した場合、補助金等相当分は減価償却しない制度となっており、

償却資産の取得等に交付される補助金等については長期前受金として負債に計上するものでございます。その上で減価償却見合い分を順次収益化するものですが、今回28年度分確定により計上するものでございます。

支出、1款1項5目減価償却費ですが、28年度事業で取得した構築物、機械及び装置の減価償却費を計上したものでございます。

続きまして、116ページ・117ページをお開きください。資本的収入及び支出でございます。

まず、収入の部、1款1項1目水道事業債につきましては、事業費により起債枠の拡大から750万円を追加するものでございます。

1款3項3目一般会計出資金につきましては、一般会計からの繰入金でございます。

続いて、支出です。1款1項1目施設改良費につきまして六郷畑屋地区水位計が故障し、安定運営に支障となっているため、この交換費用を補正するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第61号の説明が終わりました。

ここで、10分間休憩します。

(午前11時01分)

(午前11時10分)

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの議案第61号 平成29年度美郷町水道事業会計補正予算第2号の中で説明の誤りがあったということですので、建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 116ページでございますが、収入の部、「1款3項1目」と説明するべきところを「1款3項3目」と説明してしまいました。訂正しておわび申し上げます。大変済みませんでした。

◎認定第1号の総括質疑

○議長（高橋 猛君） 日程第12、認定第1号 平成28年度美郷町一般会計決算認定についてを議題といたします。

あらかじめ申し上げますが、平成28年度一般会計及び特別会計決算は、いずれも決算特別委員会を設置し、付託する予定ですので、質疑は各会計とも全体を通じた総括的、大局的な質疑とし

てください。

それでは、説明が終わっておりますので、一般会計決算の総括質疑を行います。質疑ありませんか。14番、森元淑雄君。

○14番（森元淑雄君） 町長と教育長にお伺いするものですが、監査委員の意見では資料集の9ページですが、町税以外の収入未済額及び収納率については、「平成25年度決算時からの収入未済額であるため適切な法の処置を講じられたい」との意見がありますが、町長と教育長はこのことを受け、どのように感じ、また今後の対応についてはどのように考えるものであるか、その辺のところのご所見をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 初めに町長。

○町長（松田知己君） 監査委員のご指摘について、真摯に受けとめると同時にそうした事態にならないように私どもが日ごろの業務において滞納者に対し、きちんと対処するということが重要であろうと思いますので、監査委員のご指摘を、そういう二面性を持って受けとめております。以上です。

○議長（高橋 猛君） 教育長。

○教育長（福田世喜君） 教育委員会関係では奨学金等の返済が滞っておるケース、それから給食費等の滞納という件がありますけれども、奨学金に関しては個別に働きかけを忍耐強く取り組んでいるところでありますが、この件に関しましては奨学金を決定したときに、その対象者に将来奨学金、働く状況になったときにはしっかり返してほしいというようなことを奨学金の決定時にも伝えて、先々返す心構えをもって学生生活を送ってもらい、社会人になってもらうということも必要かなということ等で考えているところで、そういう取り組みは強化していきたいというふうに思っております。

給食費のほうについては、個別事情に応じながらですね、丁寧に納入等粘り強く働きかけていくということで取り組んできており、その方向で今後も努力していきたいというふうに思っております。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。17番、深沢義一君。

○17番（深沢義一君） 14番の森元議員と同様の質問ということになりますけれども、収入未済額についてであります。21ページ、12款2項2目2節清掃手数料1件9万5,000円並びに43ページ、特にこの部分になるわけなんです。43ページ、19款5項6目1節行政代執行費徴収金1件124万9,500円とあります。ただいまの森元議員の質問と同様ということになりますけれども、意見書でも指摘されているということですが、28年度の滞納の状況と、そして今後の対応と

いうことについて、どのような対応を考えておられるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 町長。

○町長（松田知己君） 28年度の滞納の状況については、担当課長に説明させますが、今後の取り組み方針といたしましては、従前より取り組んでおります滞納対策班を中心に各課連携のもとで適切な納税を促進させるということで強化してまいりたいと考えています。

○議長（高橋 猛君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小原隆昇君） 個別にお答えをさせていただきます。

まず、行政代執行費でございますが、行政代執行の実行は平成25年12月に実行してございます。その半年後、その間所得調査、財産調査を進めまして滞納処分の執行停止を行ってございます。行政代執行法によりまして、その代執行費用の徴収につきましては国税と同様に扱うという規定がございますので、執行停止した平成26年7月、これをもちまして執行停止し、その後、毎年所得の調査、財産の調査を進めてございまして、その後、現在は調査中でございます。

続いて、手数料のほうでございますが、手数料のほうは債務者が亡くなってございまして、現在徴収できない状態が続いてございますが、これにつきましても地方自治法施行令等に基づきまして10年間様子を見まして、その後、議会の議決をいただいて債権を放棄するという手続をとりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

税務課長。

○税務課長（齊藤敦子君） 税の滞納額についてご説明いたします。

税のほうの収入未済額は7,802万8,905円で平成27年度と比較して92万563円減少しております。未納額につきましては、年々少しではありますが、減少傾向にあります。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで認定第1号 平成28年度美郷町一般会計決算認定についての質疑を終わります。

◎認定第2号の総括質疑

○議長（高橋 猛君） 日程第13、認定第2号 平成28年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これで、認定第2号 平成28年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定についての質疑を終わります。

◎認定第3号の総括質疑

○議長(高橋 猛君) 日程第14、認定第3号 平成28年度美郷町簡易水道事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これで、認定第3号 平成28年度美郷町簡易水道事業特別会計決算認定についての質疑を終わります。

◎認定第4号の総括質疑

○議長(高橋 猛君) 日程第15、認定第4号 平成28年度美郷町下水道事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これで、認定第4号 平成28年度美郷町下水道事業特別会計決算認定についての質疑を終わります。

◎認定第5号の総括質疑

○議長(高橋 猛君) 日程第16、認定第5号 平成28年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これで、認定第5号 平成28年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定についての質疑を終わります。

◎認定第6号の総括質疑

○議長(高橋 猛君) 日程第17、認定第6号 平成28年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これで、認定第6号 平成28年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定についての質疑を終わります。

以上で、総括質疑を終わります。

◎決算特別委員会の設置について、認定第1号から第6号までの特別委員会付託

○議長(高橋 猛君) 日程第18、決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。認定第1号から認定第6号までは、16人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、この特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第6号までは、16人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、審査を付託することに決しました。

◎決算特別委員会の委員の選任について

○議長(高橋 猛君) 日程第19、決算特別委員会の委員の選任についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

(午前11時21分)

(午前11時23分)

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま設置いたしました決算特別委員会の委員の選任については、美郷町議会委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しております一覧表のとおり16人を選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、決算特別委員会委員は、ただいまお諮りしたとおり選任されました。

暫時休憩いたします。

(午前11時23分)

(午前11時25分)

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

報告いたします。美郷町議会委員会条例第10条の規定により、決算特別委員会委員長に17番、深沢義一君、副委員長に4番、中村美智男君が選任されました。

◎散会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

9月4日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午前11時25分)

